

奈良工業高等専門学校 学生が実施するクラウドファンディングを活用した
学生活動支援金の募集に関する取扱いについて

令和7年5月15日
校長 裁定

第1 趣旨

奈良工業高等専門学校クラウドファンディング実施要項（令和7年5月15日制定、以下「要項」という。）第12条に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生がクラウドファンディングを活用し支援金を募集する場合における必要な事項を定める。

第2 対象

申請の対象となる取組み（以下「事業」という。）は、学術、文化、芸術、スポーツ及びボランティア、その他のスクールライフにおける全ての取組みとする。

第3 申請

申請にあたっては、必ず本校の教職員1名以上を実施責任者として定めたいえ、校長の承認を得なければならない。

第4 申請額

申請できる使用経費の額は、原則50万円を上限とする。ただし、事業の実施上必要不可欠な経費等が50万円を超える場合については、この限りではない。

第5 支援金の給付

支援金は、第2に記載する取組みを目的とした助成金とし、実施責任者に対し配分する。

第6 支援金の返還

支援金の給付後、事業の実施状況や支援金の使途等に関し、校長が適切でないと認められた場合は、校長は実施責任者に対し、支援金の一部又は全部の返還を求めることができる。この場合においては、実施責任者は支援金の一部又は全部を返還しなければならない。

附 則

この取扱いは、令和7年6月1日から適用する。